

# 盛岡市道の駅実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和3年5月26日 盛岡市

盛岡市（以下「発注者」という。）が実施する「盛岡市道の駅実施設計業務委託（以下「本業務」という。）」に係る委託候補者の選定に関し、この公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、企画提案の選定を行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行う。

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

盛岡市道の駅実施設計業務委託

### (2) 業務の目的

本業務は、盛岡市道の駅基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる整備の目的等を踏まえ、令和2年度に実施した基本設計に引き続き、実施設計を作成するものである。「岩手山と姫神山の眺望」及び「里山の自然地形」を活かした、人間と自然が共存できる空間を創出し、居心地が良く、地域にとって誇りとなる施設を目指す。

上記を達成するために、基本設計の内容をブラッシュアップし、デザイン性及び独自性の向上を図った上で、実施設計を立案しようとするものである。

### (3) プロポーザルの目的

業務の目的を達成することができる、経験、知識、柔軟かつ高度な発想力、設計技術力を有する事業者を公募により選定しようとするものである。

### (4) 業務の内容

本業務の内容は別に示す仕様書のとおりとする。

### (5) 業務委託の期間

契約締結の翌日から令和4年3月18日まで

### (6) 採択件数及び提案上限額

採択件数 1件

提案上限額 50,465,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ア 土木 35,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ 建築 14,865,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### (7) 本業務の内容及び分担業務

ア 土木 土木設計・測量

主たる分担業務 「土木設計」

イ 建築 建築（総合）・建築（構造）・電気設備・機械設備

主たる分担業務 「建築（総合）」

## 2 応募資格要件

### (1) 参加者の構成

ア プロポーザルに参加しようとする者は、単者又は複数の構成員からなる任意に結

成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ コンソーシアムを構成する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員及び単者としてプロポーザルに参加することができない。また、構成員の資本面又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、「土木」を担当する者、「建築」を担当する者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表者には、「土木」を担当する者を充てるものとする。

ウ 業務を円滑に進めるため、全体業務を統括的に管理する統括責任者を選任するものとする。統括責任者は、土木設計の管理技術者とする。統括責任者の下に、「土木」及び「建築」の管理技術者及び担当技術者を配置する。

## (2) 参加資格要件

単者又はコンソーシアムは、参加申込書の提出日現在において次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

### ア 土木

(ア) 令和元・2・3年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格を有し、盛岡市建設関連業務委託登録名簿の「土木関係コンサルタント業務」甲又は乙に登録されている者であること。

(イ) 平成18年度以降に元請として受注した業務のうち、公園、緑地、広場又はこれに類する施設に関する業務受託実績を有する者であること。

(ウ) 管理技術者は、平成18年度以降に面積5,000m<sup>2</sup>以上の公園等の基本設計又は実施設計の実績を有する者であること。

(エ) 測量業務の担当技術者は、測量士の登録を受けている者であること。

(オ) 土木の分担業務に関わる担当技術者は、土木設計・測量ごとに各1名配置すること。管理技術者は、土木設計の担当技術者を兼任することができるものとする。

### イ 建築

(ア) 令和元・2・3年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格を有し、盛岡市建設関連業務委託登録名簿の「建築関係コンサルタント業務」甲又は乙に登録されている者であること。

(イ) 建築土法（昭和52年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

(ウ) 平成18年度以降に元請として受注した業務のうち、延べ面積が900m<sup>2</sup>以上ある新築の建築物（設置主体の公・民は問わない。）の設計業務受託実績を有する者であること。

(エ) 管理技術者は、平成18年度以降に延べ面積が900m<sup>2</sup>以上ある新築の建築物（設置主体の公・民は問わない。）の建築基本設計又は実施設計の実績を有する者であり、一級建築士の資格を有するものであること。

(オ) 建築の分担業務に関わる担当技術者は、建築（総合）・建築（構造）・電気設備・機械設備ごとに各1名配置すること。

- (カ) 管理技術者は、建築（総合）及び建築（構造）の担当技術者を兼任することができるものとする。
- ウ 共通
- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (ウ) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。
- (エ) 役員等が、盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 9 号）第 9 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (オ) 市税を滞納していない者であること。
- (カ) 管理技術者及び担当技術者は、参加申込者と直接的な雇用関係を有する者であること。また、病休、退職、死亡等の極めて特別な場合を除き変更を認めない。

### 3 技術提案のテーマ

#### (1) 基本事項（趣旨）

本市道の駅は、国道 4 号に隣接する里山を造成し、頂上部に広がる平場スペースを活用して整備する道の駅である。基本設計において、残土搬出を最小限とするため現地の地形に合わせて造成を行うことを設計の基本方針としたところである。その上で、土地の特性である岩手山と姫神山の眺望及び里山の自然的特性を活かし、人間と自然が共存できる空間を創出し、居心地が良く、地域の誇りとなる施設を目指している。

本業務は、令和 2 年度に実施した基本設計のランドスケープ及び建築設計をブラッシュアップし、デザイン性及び独自性の向上を図った上で、実施設計を立案しようとするものである。受注者の自由で大胆な発想による提案を求めるものとする。

#### (2) 提案テーマ

本業務において提案を求めるテーマは、次に示すとおりとする。

##### ア 「実施方針・取組体制・スケジュール等」の提案

業務の実施方針、取組体制、スケジュール、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮、その他の業務上の配慮事項の提案を求める。

##### イ 「岩手山と姫神山の眺望と自然地形を活かしたラン ds スケープ」の提案

岩手山と姫神山の眺望と里山の自然地形を活かし、訪れる人々がくつろぎ、楽しむことができる空間となるよう、基本設計のデザインをブラッシュアップした提案を求める。全景イラスト等で完成像がわかるように提案すること。

##### ウ 「ランドスケープと調和した独自性のある建築意匠」の提案

ランドスケープと調和する特徴的な建築意匠となるようデザイン性の高い自由な提案を求める。各部屋の面積は基本設計の内容を基本とする。イラスト等で完成像がわかるように提案すること。

#### エ 「環境の配慮」の提案

省エネルギー化や再生エネルギーの活用等による環境負荷やライフサイクルコストの低減を実現するための施設整備に対する提案を求める。

#### オ 「誘導性が高いサイン計画」の提案

本道の駅は、国道4号から5m以上高い位置に整備を行うこととしているため、施設全体が国道4号から視認することができないといった課題がある。このことから、国道4号から本道の駅への誘導性を高めるサイン計画の提案を求める。

#### カ 「地域木材の利用」の提案

本市は豊富な森林資源を有しており、市産木材を地域内で活用することを推進している。本道の駅においても、市産木材を活用していく方針とするため、木材利用の提案を求める。

### 4 参加申込書等の提出等

#### (1) 提出書類

プロポーザルへ参加を申込む者は、以下の様式により参加申込書等を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 参加者構成概要表（様式2）

ウ 事務所の業務実績表（様式3-1～3-2）

エ 管理技術者・担当技術者の経歴等、管理技術者の業務実績表（様式4-1～4-4）

オ 技術提案書（様式5）

カ テーマごとの技術提案書（様式6-1～6-6）

キ 価格提案書（様式7）

#### (2) 提出方法

ア 提出書類は、様式ごとにインデックスをつけ、1部ずつファイルに閉じること（出力は両面コピーとし、テーマごとの技術提案書には会社名は記載しないこと。）。

イ 使用する文字は10.5ポイント以上とする。

ウ カラー刷り、写真・絵・図等の挿入は可とする。

エ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

オ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

カ 持参又は郵送（簡易書留、レターパック）。ただし、郵送の場合は必着のこと。

#### (3) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は複写可）計11部

#### (4) 受付期間

令和3年5月26日から6月24日まで（必着）

（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）

#### (5) 提出場所

盛岡市玉山総合事務所2階（盛岡市渋民字泉田360番地）

盛岡市玉山総合事務所総務課 道の駅整備推進室 電話019-683-2116（直通）

#### (6) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 虚偽の内容が記載されているもの。
- イ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ウ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- エ 上限提案価格を超える提案をしたとき。
- オ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止の措置を受けたとき。
- カ その他、技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの実施要領に定める手続きによらなかつたとき。

## 5 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受付するものとする。質問書（様式8）に必要事項を記入の上、電子メールにてワードファイルで提出すること。

### (1) 質問受付期間

令和3年5月26日から6月11日まで

回答日（一回目） 6月4日

回答日（二回目） 6月14日

### (2) 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、各回答日までに盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。（盛岡市ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>）

### (3) 提出先

後述の「問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出すること。

## 6 提案書類の審査

### (1) 審査方法

#### ア 一次審査（書類審査）

参加申込書及び技術提案書等により、事務所の能力（業務実績等）や提案チームの能力（技術者の実績等）、提案内容（技術提案、取組体制等）を審査し、二次審査のプレゼンテーション及びヒアリング対象者を事務局が選定する。一次審査は参加者が6者以上の場合に実施し、5者を選定する。参加者が5者以下の場合は、一次審査を実施しないものとする。

#### イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した参加者に対して二次審査を実施する。選定委員会は提出された技術提案書等、プレゼンテーション及び参加者へのヒアリングにより、プロポーザル評価基準に基づいて審査する。評価点が60点以上である者であり、かつ最も評価点の高い者を特定者として選定する。また、次に評価点の高い者から順次、補欠次点者として選定する。

## (2) 審査基準及び配点

- ア 単者又はコンソーシアムの業務実績 12.0 点
- イ 業務従事者の能力及び実績 10.0 点
- ウ 技術提案内容等 78.0 点

詳細は、別紙「プロポーザル評価基準」に基づき、評価を実施する。

## (3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページ等へ掲載し、公表する。

## (4) 審査日程（予定）

- ア 公告 5月 26 日  
(盛岡市ホームページ掲載、公募資料等配布)
- イ 提案書類の受付期間 5月 26 日～6月 24 日
- ウ 質問の受付期間 5月 26 日～6月 11 日
- エ 質問の回答 ①6月 4 日  
②6月 14 日
- オ 一次審査の実施 6月 29 日
- カ 二次審査の実施 7月 6 日（予定）  
※二次審査の日時等の詳細は、提案者に対し、別途通知する。
- キ 審査結果の通知 7月上旬（予定）
- ク 審査結果の公表 7月上旬（予定）
- ケ 基本協定の締結 7月中旬（予定）
- コ 設計業務委託契約締結 8月上旬（予定）

## 7 契約手続き等

### (1) 協定及び契約の手続き

- ア 特定者となった者（又は次点者）は、受注者として、発注者との間で「盛岡市道の駅実施設計業務委託に係る基本協定書」について速やかに合意するものとする。
- イ 基本協定書に基づき、発注者と受注者において土木設計業務及び建築設計業務の委託契約をそれぞれ締結するものとする。受注者から見積書を徵取して契約書を作成することとする。
- ウ 契約の内容となる仕様書は、受注者が提出した技術提案書等を基に作成することとするが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、発注者と受注者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、受注者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。
- エ 特定者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、発注者に対し、速やかに文書（任意様式）により、その旨を届け出ること。
- オ 受注者が、契約に基づき契約解除の要件に該当することとなった場合は、発注者は、当該契約を解除できるものとする。
- カ 契約に係る代金の支払いは、土木設計業務及び建築設計業務のそれぞれの契約約

款に基づき行うものとする。

## 8 その他、提案に係る留意事項

### (1) 費用負担

提案に関して必要となる一切の費用（質問書の作成及び提出並びに口頭質問による審査会への出席、書類の作成及び提出等）は、全て提案者の負担とする。

### (2) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却しないものとする。

なお、提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用することができるものとする。その際は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施するものとする。

### (3) このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

### (4) 公募資料等の配布

公募資料等は、盛岡市公式ホームページで令和3年5月26日からダウンロード配布することとする。現況測量図CADデータ（平面図、縦断図、横断図）は希望があれば電子メールで配布する。後述「問い合わせ先」の電子メールアドレスに申し込むこと。

### (5) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

### (6) 提案申込書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、取下書（様式9）を提出するものとする。

## 9 問い合わせ先

盛岡市玉山総合事務所総務課 道の駅整備推進室

住所 〒028-4195 盛岡市渋民字泉田360番地（玉山総合事務所2階）

電話 019-683-2116（直通） FAX 019-683-1130

電子メール michi-eki@city.morioka.iwate.jp